受付 番号	種目番 号 —	連絡先	IR推進課			ショガラを 担当者名 電 話	いしかわ 石川 671-4135
			設	計	書		
1	委託名	「横浜IRa	を考える有識も	者対談」収	録配信等業務	务委託	
2	履行場所	都市整備局IR推進課及びその他委託者の指定する場所					
3	履行期間 又は期限	■ 期間□ 期限	契約締結日:		年12月28日 まで	まで	
4	契約区分	■ 確定	契約		□ 概算契約	J	
5	その他特約事項	個人情報 電子計算 横浜市イ	約款及び契約取扱特記事項機処理等の身 ンターネット情託者が指定す	頁 契約に関す 報受発信		寺記事項	
6	現場説明	■ 不要 □ 要	(月日	時 分	場所)
7	委託概要	インタビュ	アーによる対	談を収録し	、、インターネ	ット配信を行うこ	対策に関する有識者と とで、市民の理解促進を 様書の通りです。
都市整備局							

8 部分払い

口 す る (回以内)

■ しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単 位	単 価	金額	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託代金額		
		¥
内訳	業務価格	
		¥
	消費税及び地方消費税相当額	
		¥

内 訳 書

		内	訳	書			
名 称 (形状寸法等)	数量	単 位	単	価 (円)	金	額 (円)	摘要
「横浜IRを考える有識者対談」 収録配信等業務委託							
対談の収録準備	1.0	式					
対談の収録及びネット配信用映像の作成	1.0	式					
実施結果のとりまとめ	1.0	式					
打合せ	1.0	뉩					
業務価格計							
消費税及び地方消費税相当額							
(10%)							
業務費計							

_____ | ※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

「横浜IRを考える有識者対談」収録配信等業務委託仕様書

1 業務名称

「横浜IRを考える有識者対談」収録配信等業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和3年12月28日(火)まで

3 履行場所

横浜市都市整備局IR推進課及びその他委託者の指定する場所

4 開催目的

本市が設置を目指す I R (統合型リゾート) について、I R を構成する施設の一つであるカジノに起因する懸念事項対策(以下「懸念事項対策」という。) に関する有識者(以下「有識者」という。) とインタビュアーによる対談(以下「対談」という。) を通じて、市民の理解促進を図ることを目的とする。

5 開催概要

(1) 日程

開催日程については、関連事業の進捗状況等を鑑み、委託者と受託者で協議の上、決定するが、履行期間内に3回開催するものとする。

(2) 会場

以下のとおりとする。ただし、委託者で手配するものとする。

横浜市役所内の会議室等

(3) 開催形式

対談を会場にて収録した上で、後日、映像を横浜市公式 YouTube アカウント (@CityOf Yokohama) においてインターネット配信(以下「ネット配信」という。)を行う。

(4) 内容

いずれの回も、有識者 $1\sim2$ 名程度及びインタビュアー1名が、60分程度(対談に係る事前準備や打合せ時間等を除く)、懸念事項対策について対談を行う。

6 委託内容

- (1) 対談の収録準備
 - ア 対談の進行台本の作成

作成にあたっては、委託者と十分に協議する。

イ インタビュアーの手配

本業務と同様の業務経験を有し、かつ、有識者との対談を円滑に進めることができる者を受託者が 手配し、委託者と協議の上、決定する。なお、有識者は、神奈川県内または隣接都県居住の教授、医 師、弁護士、ギャンブル依存症回復施設の施設長等から委託者と協議の上選定し、有識者やインタビ ュアーの謝金及び旅費は、委託者と協議の上、受託者が負担する。

ウ 会場の下見

会場の構造や対談当日の機材配置場所などについて、委託者とともに確認するものとする。

エ 機材等の確保

収録及び編集に必要な機材等の環境確保や運搬及び設営は、受託者にて行う。

オ 会場備品の準備

あらかじめ会場に備えられている椅子等の備品については使用できるものとするが、その他対談に 必要な備品は受託者にて確保し、設営等を行う。ただし、華美な装飾は不要とする。

(2) 対談の収録及びネット配信用映像の作成

ア収録

有識者がパワーポイントなどの資料や写真等を活用することを想定し、有識者及びインタビュアー全員の様子や、発言者の様子を適宜切り替えるなど、機動的に、効果的な演出によるネット配信が可能となるよう、撮影カメラ3台程度、対談者人数分のピンマイク、返しモニターや照明等の必要な機材を受託者にて配備し、万全な体制を構築した上で収録を行う。また、ネット配信を周知する媒体における使用や、報告書作成のため、収録の様子を写真撮影するものとする。なお、映像の構成等については、委託者と十分に協議するものとする。

イ ネット配信用映像の作成

ファイルサイズは20GB以下を目安とした上で、ネット配信用に収録画像を編集し、YouTubeでサポートされている形式にて、(ア)~(ウ)の映像の作成を行うものとする。また、委託者のPC環境で再生できる形式(WindowsMediaPlayerで再生可能なWMVなど)とする。なお、当該映像には対談における有識者及びインタビュアーの発言内容についてテロップを挿入するものとするが、映像の作成方法については、委託者と十分に協議するものとする。

(ア) 全編版

収録映像を編集後、テロップを挿入した映像を全編版として作成する。

(イ) パート毎版

全編版をテーマごとに分割した上で、ネット配信できるよう映像を作成する。

(ウ) ダイジェスト版

視聴者がネット配信映像に興味を抱くよう、1分30秒程度のダイジェスト版として効果的な映像を作成する。

(I) DVD版

パート毎版を収録したDVDを作成する。なお、DVDにはタイトル等をラベリングする。

(3) 実施結果のとりまとめ

対談の内容など委託で実施した業務の概要等をとりまとめた報告書を作成する。なお、対談の内容 については、全編文字起こし及び要旨の両方を作成するものとする。

(4) その他

ア 受託者は、契約締結後、速やかに対談当日までの作業工程や業務体制などをまとめた運営業務計画 を速やかに作成し、委託者に承認を受けるものとする。

- イ 会場内も含め、本業務において、万全の新型コロナウイルス感染症対策を講じるものとする。なお、 対策内容は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より発信されている感染症対策内容や 「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」を参照し、運営業務計画に反映する。
- ウ 6 (2) アで撮影した写真や、6 (2) イのネット配信用映像各版については、令和5年3月31日までネット配信を行う予定であるほか、「広報よこはま」など横浜市各種広報冊子や、「横浜IR公式ウェブサイト (https://ir.city.yokohama.lg.jp/)」など横浜市各種公式ウェブサイト、SNS、及び横浜市WEB媒体タイアップ枠やデジタルサイネージ等の媒体において事前周知や、開催結果の掲載などに随時活用し、DVD版については横浜市立図書館各館や横浜市市民情報センターにおいて一般貸出を行う予定のため、あらかじめ、受託者においてその旨インタビュアーに承諾を得るものとする。

7 成果品

下記表のとおりとする。特に指定がない場合、各1部とする。ただし、詳細は別途委託者と協議する。

成果品	納品時期	納品方法		
6(2)アで撮影した写真	各回ネット配信日の1週間以上前	DVD等に格納したデータを納品		
ネット配信用映像全編版	履行期間中	DVD等に格納したデータを納品		
ネット配信用映像パート毎版	各回ネット配信日の1週間以上前	DVD等に格納したデータを納品		
ネット配信用映像ダイジェスト版	各回ネット配信日の1週間以上前	DVD等に格納したデータを納品		
ネット配信用映像DVD版	各回ネット配信日の1週間以上前	DVD等に格納したデータ30部		
6(3)で作成する報告書	履行期間中	DVD等に格納したデータ1部		
		及び紙媒体5部を納品		

8 適用文書

本業務は、以下に基づき実施する。

- (1) 委託契約約款及び契約規則
- (2) 個人情報取扱特記事項
 - ア 受託者がこの契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて横浜市個 人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
 - イ 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、速やかに「個人情報取扱特 記事項」第12条による研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出する こと。
- (3) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、「電子 計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 横浜市インターネット情報受発信ガイドライン
- (5) その他委託者が指定するもの

9 一般事項

- (1) 本業務の進捗状況については、委託者に適宜報告し、所定の履行期間又は履行期限までに全ての業務を完了させること。
- (2) 業務の実施に際しては、委託者からの指示に基づき、十分に協議を行う。
- (3) 本業務で知り得た情報については、委託契約約款を遵守し、十分に留意して管理を適切に行う。
- (4) 本業務の進捗管理等必要に応じて打合せを行う。
- (5) 本業務における成果品等の著作権は委託者に帰属するものとする。また、業務上取り扱う素材・データ等の一切の情報について、委託者の合意を得ることなく公表、第三者への提供をしてはならない。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義のある場合には、委託者と事前に協議の上、決定する。